

令和8年1月19日  
区民部国保年金課

## 練馬区国民健康保険特定保健指導業務委託にかかるプロポーザル募集要領

### 1 目的

本要領は、「練馬区国民健康保険特定保健指導業務委託（単価契約）」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

- (1) 件 名 練馬区国民健康保険特定保健指導業務委託（単価契約）  
(2) 委託期間 契約締結日の翌日（令和8年5月1日以降）から令和9年3月31日まで  
※ただし、成績評価を行った結果、優秀であると評価された場合、最高3年（更新2回）の随意契約を行うことがある。  
(3) 履行場所 区が指定する場所  
(4) 業務内容 基本仕様書（別紙1）による  
(5) 概算経費 9,882,000円（税込）（予定）  
※見積価格（見積単価に見込み数を乗じて算出したもの）が概算経費を超える提案は無効とする。また、予算編成前の公募のため、実際の経費は変更となる場合がある。

### 3 参加資格および欠格事項

#### 3-1 参加資格

- (1) 提案書の提出時において、東京都電子自治体共同運営サービスにおける練馬区での競争入札参加資格を有していること。  
(2) 国民健康保険または各種社会保険（各健康保険組合、共済組合等）において、平成30年度以降に特定保健指導業務の受託実績があること。

#### 3-2 欠格事項

つぎのいずれかの事項に該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者  
(2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者

- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号)による入札参加除外措置期間中である者
- (4) 法人の場合は、法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形または小切手が不渡りとなったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者

## 4 選定方法

### 4-1 日程（予定）

|                            |                                |
|----------------------------|--------------------------------|
| 募集要領等の公表                   | 令和 8 年 1 月 19 日（月）             |
| 質問票提出期間                    | 令和 8 年 1 月 19 日（月）～1 月 30 日（金） |
| 質問回答日                      | 令和 8 年 2 月 6 日（金）              |
| 参加申込書提出期間                  | 令和 8 年 1 月 19 日（月）～2 月 12 日（木） |
| 提案書提出期間                    | 令和 8 年 1 月 19 日（月）～2 月 18 日（水） |
| 参加辞退届提出期間                  | 令和 8 年 2 月 18 日（水）             |
| 第一次審査結果通知                  | 令和 8 年 3 月 5 日（木）              |
| 第二次審査<br>(プレゼンテーション・ヒアリング) | 令和 8 年 3 月 25 日（水）             |
| 第二次審査結果通知                  | 令和 8 年 3 月 31 日（火）             |

### 4-2 応募方法

参加を希望する者は、つぎのとおり参加申込書（様式 1）を提出すること。

#### (1) 提出期限

令和 8 年 1 月 19 日（月）から 2 月 12 日（木）の午前 9 時から午後 5 時まで  
ただし、土日祝日を除く開庁日のみとする。

#### (2) 提出方法

参加申込書（様式 1）を、電子メールにより提出すること（郵送は不可とする）。  
また、メール表題は「【応募事業者名】プロポーザルの参加申込書の提出について」とすること。  
なお、参加申込書を受領後、担当より受領確認のメールを送付する。

#### (3) 送付先

練馬区区民部国保年金課保健事業担当係  
メールアドレス kokuhoka09@city.nerima.tokyo.jp

#### 4－3 質問回答

募集に関する質問は質問票（様式2）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

(1) 質問期間

令和8年1月19日（月）から1月30日（金）の午後5時まで

※期限を過ぎた質問は受け付けない。

(2) 質問方法

質問票（様式2）を、電子メールにより提出すること（郵送は不可とする）。

なお、メール表題は「【応募事業者名】プロポーザルに関する質問について」とすること。

(3) メールアドレス

練馬区区民部国保年金課保健事業担当係

メールアドレス kokuhoka09@city.nerima.tokyo.jp

(4) 回答方法

令和8年2月6日（金）から、区ホームページにて公表する。

#### 4－4 提案書等の提出

参加を希望する者は、提案書等の作成にあたり提案書類作成要領（別紙2）を参照の上、以下の内容で提出すること。

(1) 受付期間

令和8年1月19日（月）から2月18日（水）の午前9時から午後5時まで。

ただし、土日祝日を除く開庁日のみとする。

(2) 提出方法

事前に電話で連絡のうえ、提出場所に持参すること。※郵送は不可とする。

(3) 提出場所

練馬区役所本庁舎3階 区民部 国保年金課 保健事業担当係

電話 03-5984-4713

(4) 提出書類

正本1部、副本5部（No. 1～5）

① 提出書類一式をA4判ファイルに縦左2点穴開け綴じにすること。

なお、ファイルの背表紙および表紙には、タイトルと社名を明記すること。

② 提出書類には、書類No.を記入したインデックスを付けること。

③ 別紙3および別紙4により書類を提出すること。なお、様式が定められているものは様式に記載すること。

④ 提出書類の最初の頁に、別紙3・別紙4をそれぞれ綴じこむこと。

(5) 提案書等の差し替えおよび再提出

受付期間後の提案書・参加申込書の差し替えおよび再提出は認めない。

#### (6) 参加の辞退について

参加申込書を提出した応募事業者について、その後の事情により参加を辞退する場合、参加辞退届（様式8）を令和8年2月18日（水）までに提出すること。

### 4-5 第一次審査

参加資格を満たす者について、提出書類および提出物に基づき審査を行う。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。ただし、応募事業者が3事業者程度の場合は、一次審査を省略し、二次審査において提出書類審査およびプレゼンテーション、ヒアリングによる審査を実施できるものとする。

審査結果は、令和8年3月5日（木）までに書面により通知する。

### 4-6 第二次審査

第一次審査を通過した者について、令和8年3月25日（水）に、提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

選考時間は、1者あたり30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）とする。

説明者は、3名以内とし、予定担当者は必ず出席すること。

審査結果は、令和8年3月31日（火）までに書面により通知する。

### 4-7 評価項目

評価項目については、下表のとおり。

#### (1) 第一次審査

| 評価項目        | 評価基準  |
|-------------|---|
| 事業者の安定性・継続性 | <ul style="list-style-type: none"><li>・事業効率の状況</li><li>・資金力の有無</li><li>・借入金の返済能力の有無</li><li>・経営の安全性</li></ul> |
| 事業実績        | <ul style="list-style-type: none"><li>・医療保険者等からの類似業務受託実績</li></ul>  |
| 見積価格        | <ul style="list-style-type: none"><li>・見積価格の妥当性</li></ul>   |
| 区内事業者である    | <ul style="list-style-type: none"><li>・区内に本店を有する</li></ul>  |
| その他         | <ul style="list-style-type: none"><li>・社会貢献、地域貢献、環境配慮、障害者等への配慮、区民雇用の促進</li></ul>                              |

## (2) 第二次審査

| 評価項目            | 評価基準  |
|-----------------|---|
| 事業者の安定性・継続性     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業効率の状況</li> <li>・資金力の有無</li> <li>・借入金の返済能力の有無</li> <li>・経営の安全性</li> </ul>    |
| 業務実績            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者からの類似業務受託実績</li> </ul>   |
| 実施体制            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務執行体制、要員配置の妥当性</li> <li>・要員の研修体制</li> <li>・危機管理体制・苦情対応体制</li> </ul>          |
| 受託への意欲・熱意       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用率向上に向けた具体的で独創的な提案の有無</li> </ul>   |
| 提案内容            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託目的との整合性</li> <li>・業務内容の理解度</li> <li>・提案内容の的確性</li> <li>・提案内容の具体性</li> </ul> |
| 担当者評価           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件を主に担当する者の知識、経験、実績</li> </ul>  |
| プレゼンテーション・ヒアリング | <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明、受け答えの的確性、説得力</li> </ul>  |
| 見積価格            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積価格の妥当性</li> </ul>   |
| 区内事業者である        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内に本店を有する</li> </ul>  |
| その他             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会貢献、地域貢献、環境配慮、障害者等への配慮、区民雇用の促進</li> </ul>                                    |

## 5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

## 6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙5）に基づき取扱うものとする。

## 7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に次格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しない、または解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

## 8 問合せ先・担当

練馬区区民部国保年金課保健事業担当係 山井・住田

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎3階

電話 03-5984-4713